

令和3年第3回 土浦市農業委員会総会議事録

1 開会の日時および場所

令和3年3月5日（金） 午後2時

土浦市役所301・302会議室

2 議事日程

報告第8号 農地法第3条の3第1項の規定による届出に対する受理について

報告第9号 農地法第4条の規定による市街化区域内の農地転用届出に対する受理
について

報告第10号 農地法第5条の規定による市街化区域内の農地転用届出に対する受理
について

報告第11号 農地法第18条第6項の規定による通知について

議案第9号 農地法第3条の規定による権利の設定・移動の許可について

議案第10号 農地法第4条の規定による許可申請に対する許可について

議案第11号 農地法第5条の規定による許可申請に対する許可について

議案第12号 農用地利用集積計画について

3 出席した委員

1番	萩島一郎	2番	飯塚利之	3番	浅野均
4番	塙佳樹	5番	柴沼栄	6番	菅谷幸治
7番	飯島栄	8番	高野三郎	9番	川村剛久
10番	栗原敦子	11番	井沢清	12番	高橋弘一

4 欠席委員

なし

5 説明のため出席した者

事務局長	下村 浩	局長補佐兼農地係長	坂本 直親	主 幹	中村 裕一
主 幹	圓城寺 陽一	主 事	中野 沙耶香		

6 総会の大要 午後2時30分閉会

議 長	<p>只今、出席委員は12名で総会は成立いたしました。</p> <p>よって、これより、令和3年第3回土浦市農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>次に、議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は、会議規則第13条の規定により、8番 高野委員、10番 栗原委員、以上2名の方を指名いたします。</p> <p>審議に入る前に申し上げます。土浦市農業委員会会議規則第14条により、総会は公開することになっております。発言の際は、個人情報に関する事項について住所・氏名・所在等については発言しないようお願いいたします。</p> <p>なお、発言の際は挙手のうえ、指名されてから、起立して質問をお願いいたします。</p> <p>また、「農業委員会等に関する法律」第31条に基づき、農業委員会の委員は、自己または同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができませんので、事前に退席をお願いいたします。</p> <p>それでは、早速議事に入ります。</p> <p>報告第8号「農地法第3条の3第1項の規定による届出に対する受理について」を事務局から説明願います。</p>
事 務 局	(報告第8号について議案書のとおり報告)
議 長	<p>只今の報告について質問ございませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしということで、報告第8号については原案通り承認します。</p> <p>次に報告第9号「農地法第4条の規定による市街化区域内の農地転用届出に対する受理について」を事務局から説明願います。</p>
事 務 局	(報告第9号について議案書のとおり報告)
議 長	<p>只今の報告について、質問はございませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしということで、報告第9号については原案通り承認します。</p> <p>次に報告第10号「農地法第5条の規定による市街化区域内の農地転用届出に対する受理について」を事務局から説明願います。</p>
事 務 局	(報告第10号について議案書のとおり報告)
議 長	只今の報告について、質問はございませんか。

	(異議なしの声あり)
議 長	異議なしということで、報告第10号については原案通り承認します。次に報告第11号「農地法第18条第6項の規定による通知について」を事務局から説明願います。
事 務 局	(報告第11号について議案書のとおり報告)
議 長	只今の報告について、質問はございませんか。
	(異議なしの声あり)
議 長	異議なしということで、報告第11号については原案通り承認します。それでは議案に入ります。議案第9号「農地法第3条の規定による権利の設定・移転の許可について」を上程いたします。4番 塙委員から説明をお願いします。
塙 委 員	4番 塙です。議案第9号「農地法第3条の規定による権利の設定・移転の許可について」を説明いたします。去る3月3日、飯島委員、川村委員、私と事務局5名で調査を行いました。 1番、譲受人、譲渡人、申請地は議案書記載のとおりです。田1筆 396㎡、譲受事由は農業経営規模拡大のため、作付予定はレンコンです。譲渡事由は高齢のため管理が出来ないため、贈与による所有権移転です。2番譲受人、譲渡人、申請地は議案書記載のとおりです。田8筆 4,874㎡、譲受事由はいずれも農業経営規模拡大のため、作付予定はレンコンです。譲渡事由はいずれも耕作できないため、売買による所有権移転です。以上、調査員の意見としましては許可相当と判断しましたが、皆様の更なるご審議をお願いいたします。
議 長	只今、塙委員から説明がありました。この件につきまして質問ございませんか。
高野委員	8番 高野です。1番は親子間による贈与ですか。また、2番のそれぞれの売買価格を教えてください。
事 務 局	1番は親子関係ではありません。2番の1人目は10aあたり925,925円、2人目は10aあたり500,000円となっております。
議 長	これは、相続された土地を譲り渡すということでしょうか。
菅谷委員	6番 菅谷です。1番の譲渡人は、もう農業を営んでいないため、荒らしてしまわないよう、譲受人が譲り受けたものと考えます。2番の譲渡人はどち

<p>埧 委 員</p>	<p>らも就農しておりません。申請地は耕作できるような状態でしたか。</p> <p>1番は耕作されておりましたが、2番は荒れておりました。しかし、事務局で確認したところ、2番の譲受人は認定農業者として大規模に農業を営んでいる方とのことです。そのため、耕作意思はあるとの判断をいたしました。</p>
<p>議 長</p>	<p>その他、質問ございませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>異議なしということで、議案第9号「農地法第3条の規定による権利の設定・移転の許可について」は許可することに決めます。</p> <p>次に議案第10号「農地法第4条の規定による許可申請に対する許可について」を上程いたします。7番 飯島委員から説明をお願いします。</p>
<p>飯 島 委 員</p>	<p>7番 飯島です。議案第10号「農地法第4条の規定による許可申請に対する許可について」を説明いたします。去る3月3日、埧委員、川村委員、私と事務局5名で調査を行いました。</p> <p>1番、申請人、申請地は議案書記載のとおりです。畑2筆 551㎡、転用目的は、申請地を貸駐車場として利用したいためです。農地区分は第3種農地です。以上、調査員の意見としましては許可相当と判断しましたが、皆様の更なるご審議をお願いいたします。</p>
<p>飯 島 委 員</p>	<p>只今、飯島委員から説明がありました。この件につきまして質問ございませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>異議なしということで、議案第10号「農地法第4条の規定による許可申請に対する許可について」は許可することに決めます。</p> <p>次に議案第11号「農地法第5条の規定による許可申請に対する許可について」を上程いたします。3番については、他法令との協議に時間を要するため、申請人からの申し出による取下げとなりました。1番、2番、4番について、9番 川村委員から説明をお願いします。</p>
<p>川 村 委 員</p>	<p>9番 川村です。議案第11号「農地法第5条の規定による許可申請に対する許可について」を説明いたします。去る3月3日、埧委員、飯島委員、私と事務局5名で調査を行いました。</p> <p>1番、譲受人、譲渡人、申請地は議案書記載のとおりです。畑1筆 207㎡、転用目的は申請地へ自己住宅を建築したいため、贈与による所有権移転です。農地区分は第3種農地です。2番、譲受人、譲渡人、申請地は議案書記載のとおりです。台帳地目畑3筆 141㎡、現況は宅地、転用目的は申請地</p>

	<p>を宅地拡張し、違反状態を是正したいため、売買による所有権移転です。現在は、進入路として使用しております。農地区分は第3種農地です。4番、譲受人、譲渡人、申請地は議案書記載のとおりです。畑1筆 259㎡、転用目的は申請地へ自己住宅を建築したいため、売買による所有権移転です。農地区分は第3種農地です。以上、調査員の意見としましては、許可相当と判断しましたが、皆様の更なるご審議をお願いいたします。</p>
議 長	<p>只今、川村委員から説明がありました。この件につきまして質問ございますか。</p>
柴 沼 委 員	<p>5番 柴沼です。2番は違反状態の是正ということですが、今までの賃貸等の契約状況は把握しているのですか。</p>
事 務 局	<p>賃貸等の契約を結んでいたかどうかは把握しておりません。</p>
柴 沼 委 員	<p>公図を見ると、道路ありきで奥の宅地を分譲したように見えますが、賃貸等契約がない状態で借りていたという解釈でよろしいでしょうか。</p>
事 務 局	<p>賃貸等の契約を結んでいたかどうかの確認は行っておりません。なお、公図については、今回の転用申請のために分筆しております。</p>
柴 沼 委 員	<p>4番についてですが、公図を見ると申請地と道路との間に土地が残っており、接道していませんが問題ないのでしょうか。</p>
事 務 局	<p>道路に隅切り部分があり、土浦市所有となっているので、接道については問題ありません。</p>
議 長	<p>その他、質問ございませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしということで、議案第11号「農地法第5条の規定による許可申請に対する許可について」の1番、2番、4番は許可することに決めます。</p> <p>次に議案第12号「農用地利用集積計画について」を上程いたします。1番から64番を事務局より説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>議案第12号「農用地利用集積計画について」の1番から64番を説明いたします。1番から21番が新規設定となり、22番から64番が再設定となります。12番から20番は茨城県農林振興公社の中間管理事業による権利の設定です。農業経営状況等詳細につきましては、議案書記載のとおりですので、ご審議のほどよろしくをお願いいたします。</p>
議 長	<p>只今、事務局から説明がありました。この件につきまして、質問ございま</p>

	<p>せんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしということで、議案第12号「農用地利用集積計画について」の1番から64番までは原案通り決めます。</p> <p>65番から68番は、「農業委員会等に関する法律」第31条第1項の議事参与の制限に井沢委員が該当しますので、審議が終了するまで一時退席願います。</p> <p>(井沢委員一時退席)</p>
議 長	<p>それでは、65番から68番について、事務局から説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>65番から68番を説明いたします。65番から68番については再設定となります。詳細につきましては、議案書記載のとおりですので、ご審議のほどよろしく願います。</p>
議 長	<p>只今、65番から68番について事務局から説明がありました。この件につきまして、質問ございませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしということで、議案第12号「農用地利用集積計画について」の65番から68番は原案通り決めます。</p> <p>井沢委員の入室確認をお願いします。</p> <p>(井沢委員入室確認)</p>
議 長	<p>以上で令和3年第3回総会の全議案を終了しました。慎重なるご審議ありがとうございました。</p>

令和3年3月5日

議 長

署名人

8 番

10 番